

見舞金給付会の『手引』は、手元にありますか？

3月末に貴所属郡市PTA連合会宛に、平成31年度版の「見舞金給付会の手引」をお届けしました。新年度初めに配布していただけますので、ご活用ください。

PTA(主催・共催)活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生した場合に「医療見舞金」や「修繕費」等が給付されます。給付対象となる事例や給付の手続きなどが「手引」に記載されています。

もし事故が発生したときには、「手引き」裏表紙の「給付までの流れ」をご覧ください。手続きをお願いします。また、「どんなときに」活用できるのかは、「手引」の表紙裏や「利用に当たって」をご覧ください。

今年度のPTA活動計画書もできあがっている頃かと思いますが、各活動において事故がないように注意いただくとともに、各活動後には「必ず事故の有無を確認」するようにお願いします。

(昨年度の災害事例から)

◆医療見舞金給付事例(1)

PTA親子行事で、親子混合チームのTボールを行った。壘をまわろうとしたときに足をひねった。痛みが強いため受診したところ、関節が痛んでおり、1ヶ月ほど通院治療が必要となった。

⇒通院見舞金を支払う。

◆医療見舞金給付事例(2)

運動会準備のくい打ちの際、くいとハンマーの間に誤って指を挟んだ。すぐに病院に行き治療をする。第一関節付近の開放骨折と診断され、2ヶ月ほどの通院治療をする。

⇒通院見舞金を支払う。

◆医療見舞金給付事例(3)

家庭教育学級「スポーツ交流会」のソフトバレーボール中に、レシーブをしようとして一步を踏み込んだ際に、右足アキレス腱を断裂した。近くの病院に行き診察を受け、紹介された他の病院で入院手術をする。その後通院治療とリハビリが半年近く続く。

⇒入院・手術・通院見舞金を支払う。



◆損害賠償保険金支払事例

PTAの環境整備作業で、校舎間の中庭の草を草刈り機で刈っていたところ、小石をはねて校舎の窓ガラスを破損した。

⇒保険会社よりガラス修理代が支払われる。(免責千円は単位PTA支払い)



(問い合わせ事項より)

「請求明細内訳書」のコピーでも可

児童生徒の傷害の場合、治療日数2日～9日の場合に、「給付申請書」に添えて提出いただく「0円領収書」のコピーについてですが、「請求明細内訳書」のコピーでも可としています。

「治療回数証明書」の提出は、通入院10日以上の場合です。

「自動車使用による」対人・対物損害は対象外

借用した車の破損等の損害賠償についてや、PTA活動に参加する経路での車による事故、対物への損害賠償については対象外です。また、車によるけがについては、給付の対象とはなりません。

お知らせ・お願い

◆見舞金給付制度の周知

年度当初のPTA本部役員会等において、見舞金給付会の制度について、是非、話題にしてください。その際、お届けした「会員配布用 PTA見舞金給付会について」をご活用ください。

◆ 右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。



◆ 県PTAのHPから今まで発行された「給付会便り」を見ることができます。しかし、当時は賠償責任保険が適用できたものが、現在は対応できないなど、判断基準が変化しているものもあります。ご注意ください。

『PTA24保険』への加入を!

「子どもによる自転車の交通事故」が多く発生しています。自転車側が原因の人身事故も増加傾向にあります。

充実した補償の『PTA 24 保険』への加入を是非ご検討ください。(詳細については、取扱代理店(株)ワイズ ☎058-248-0033 へお問い合わせください)

